

支部費員は大体拾部他が適当ではあるまいかと懸念はしかり作  
会員の素質は支部事業の状況、その他事情に依りて各支部  
一様に規約の上では是れを定むることは却て不便だと信ずる。従つて  
茲では、本部費だけを定め、支部費は各支部の決定に  
よることにする。

八所縣評議会の費用は現在のところでは極めて少額で足りる。  
それは各支部が支部費の中から支弁する。

### 附則

一、入會金を奉給費に對し、本部は入會の立書として本会と豫章  
を交付する。此の奉給費は豫章の官費の奉給費を控除した  
豫給給費を本部と本部にて折半する。

### 規約改正理由書

規約改正草案とは申しすも、實際には規約の再  
製は亦、いさしいほど、根本的の改正はなすべし。

けれども規約改正の作業は、何人も認むるところで、  
其の理由に種々の論議をなすべし。

一、現在の規約が不完全であること、

今日となつて現在の規約を見るに、創立大会の当  
時、かような不完全な規約も、よくも成立させたか  
つてあると、不思議はさへ思へますが、當時は會員  
僅かに二百余人あり、本会も尚ほさへも、日本は於  
ほ、  
ては、